

## 保護管理課軽自動車賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、軽自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

## （賃貸借の目的）

第1条 甲は、乙から賃借した軽自動車（以下「賃貸借車両」という。）を、公務遂行の用に供するものとする。

## （賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 車名・年式   | 〇〇     |
| (2) 車 両 型 式 | 〇〇     |
| (3) 塗 色     | 〇〇     |
| (4) 数 量     | 4 台    |
| (5) 仕 様     | 別紙のとおり |

## （賃貸借期間）

第3条 この契約による賃貸借期間は、次のとおりとする。

- (1) 3 台：令和7年10月1日から令和12年9月30日までの60か月
- (2) 1 台：令和7年12月1日から令和12年11月30日までの60か月

## （長期継続契約）

第4条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条の規定による長期継続契約とする。

## （賃貸借料）

第5条 この契約の賃貸借料は、第3条で定める契約期間に係る総額として、金〇〇円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- 2 乙は、各月の履行完了後、賃貸借料の月額を支払いを甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から30日以内に、賃貸借料を乙に支払うものとする。

## （支払い遅延利息）

第6条 甲の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに賃借料の支払いをしない場合における遅延利息の額は、遅延日数に応じ、当該未払い額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。ただし、その約定の期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に参入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しないものとする。

## （車両の引渡し）

第7条 賃貸借車両の引渡しは、甲が指定する場所において、甲乙双方が立会い、装備、外観その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを

## (案)

確認の上、行うものとする。

- 2 引渡しの際に甲乙双方が確認できなかった隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において、必要な措置を講ずるものとする。

### (契約保証金)

第8条 乙は、甲に対し、この契約と同時に、契約保証金〇〇円を支払わなければならない。

- 2 甲は、賃貸借期間が満了したときは、乙に対し、速やかに契約保証金を返還しなければならない。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

### 【契約保証金の納付を免除する場合】

#### (契約保証金)

第8条 契約保証金は、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第〇号の規定により、免除する。ただし、乙が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

### (公租公課の負担)

第9条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

### (保守点検等)

第10条 乙は、この契約期間中の賃貸借車両について、別紙仕様書に掲げる保守点検等を行うものとする。

- 2 前項の保守点検等は、原則として、乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、これによりがたい場合は、他の工場で行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し、あらかじめ連絡を入れ、乙の了承を得なければならない。

### (代車の提供)

第11条 乙が前条に規定する保守点検等を行うため、賃貸借車両を甲の用に供することができないときは、乙は、甲に対し、代車を無償で提供するものとする。

### (賃貸権譲渡等の禁止)

第12条 甲は、賃貸借車両について、賃借権を譲渡、転貸、又は担保の用に共してはならない。

### (車両の原状回復及び返還)

第13条 甲は、この契約が終了したときは、通常の損耗を除き、物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

- 2 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- 3 甲は、前項の規定による撤去に際して必要があるときは、職員をして立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

### (損害賠償責任)

第14条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

## (案)

### (納期の延長)

- 第15条 乙は、天災地変その他の正当な理由により、履行期限までに契約を履行できないときは、その理由を記した納期延長願書を納期内に甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による願書の提出があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、乙と協議して延長後の履行期限の日付け等を定めるものとする。

### (契約の解除)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が甲の承諾を得ないで本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
- (3) 乙、乙の代理人、乙から再委託契約を受けた者又は乙との間でこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結する者が、暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（那覇市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に違約金として請求する。

### (特約事項)

- 第17条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

### (裁判管轄)

- 第18条 この契約に関して紛争が生じたときの裁判管轄は、那覇地方裁判所とする。

### (協議)

- 第19条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市

那覇市長 知念 覚

(案)

乙 那霸市○○○○○○○○○

○○○○○○○

○○○○○○○